

市食育推進計画見直しに係る方針について

1 現行計画について

- (1) 策定期間:平成21年3月
- (2) 計画期間:平成21から25年度

2 見直し期間 平成24・25年度の2箇年

3 本市における食育推進の現状について(※ 別添1参照)

震災直後は、東日本大震災の影響による放射能問題の勃発により、本市においても、食育推進委員会における協議・検討や全庁的な食育の推進については、見合わせたところである。

その後、平成23年度(平成24年2月15日)に、本市における食育関連団体等の震災の影響等を把握することなどを目的に、食育推進委員会を開催したところであるが、本来、食育推進に際し実施している食育関連事務事業における進行管理等が事実上、機能していない状況下にある。

※ 食育関連事務事業の進行管理状況

- ・ 平成21年度分は実施済み
- ・ 平成22年度分は震災の影響により未実施
- ・ 平成23年度分は震災の影響により、当該年度分の食育関連事務事業の事業照会も出来ておらず、また、食育関連事業に対する放射能問題等も考慮し、未実施。

4 見直しに際し必要な作業(※ 別添2参照)

- (1) 平成21年度から食育を推進してきたの評価
- (2) 社会情勢の変化の把握
- (3) 国・県の動向注視
- (4) 本市における他計画(健康いわき21など)との整合性(統計データの整理等)
- (5) 食育推進の進捗状況を把握する際の指標となる「計画の数値目標値」の見直し
(※ 市民へのアンケート調査実施)
- (6) 「基本的な施策」「施策の方向性」等の食育推進の現状を受けての新たな枠組みの検討
- (7) 食育推進に係る今後の課題・検討すべき事項の把握

5 見直し作業に係る方向性(項目4連動)

- (1) 本市における食育関連事務事業評価の管理状況や現在の食を取り巻く社会情勢等、また、平成23年度における、市関係部局や関係団体(市食育推進委員会)の食育推進状況を考慮した場合、現時点において、市推進計画後の評価をするのは困難な状況下であるものと判断できることから、総合的な評価については、平成25年度を目途に実施することが望ましいと考えられる。
- (2) 市関係部局・関係団体(市食育推進委員会)に対し、照会を行うなど、市食育推進計画を策定してから、平成24年度の現時点における社会情勢の変化を整理する。

- (3) 現時点において、国・県ともに食育推進に関すること、また、震災後の影響を反映した、計画等の見直しについては、検討していないことから、今後、国・県における動向を十分注視するため、随時、情報収集に努める。
- (4) 健康いわき21については、国の動向を踏まえ、平成24年度以降に次期計画への改定がなされることとなったところ。
なお、市食育推進計画における統計データ等については、健康いわき21見直し作業において実施された市民アンケート調査結果を基に時点修正することとする。
- (5) 目標値の設定については、市民アンケート調査が必要となることから、平成25年度の市計画見直しに係るアンケート調査実施に向けた準備(※)を進めることとして、実施計画の位置づけ等についても見直すこととしたい。
※ 市民アンケート調査については、計画見直しに係るものではなく、例年、食育の進行管理等を目的として実施(：平成23年度は震災により中止)していることから、計画見直しに係るアンケート調査に比べ、媒体が少ない、年齢層を設定した上での実施ができないなどの課題はあるが、市計画見直しを行うに際し、一つの指標として捉えることは可能。
- (6) 国の見直し内容や市の食育推進に係る評価及び現在の本市における食育関連事務事業等の実施内容等を考慮し、見直し・追加等について検討。
- (7) 市関係部局・関係団体(市食育推進委員会)に対し、照会を行うなど、今後の食育を推進にあたる課題・検討すべき項目について整理する。

6 今後の作業計画について

(1) 平成24年度中に行うこと

- ・ 社会情勢の変化の把握(4(2))
- ・ 国・県の動向注視(随時)(4(3))
- ・ 本市における他計画(健康いわき21など)との整合性(統計データの整理等)(4(4))
- ・ 「基本的な施策」「施策の方向性」等の食育推進の現状を受けての新たな枠組みの検討(4(6))
- ・ 食育推進に係る今後の課題・検討すべき事項 (4(7))

(2) 平成25年度に行うこと

- ・ 平成21年度から食育を推進してきたの評価(4(1))
- ・ 社会情勢の変化の把握(4(2))
- ・ 国・県の動向注視(随時)(4(3))
- ・ 食育を推進していくに際し指標となる目標値の見直し(4(5))
(※ 市民へのアンケート調査実施)
- ・ 「基本的な施策」「施策の方向性」等の食育推進の現状を受けての新たな枠組みの検討(4(6))

7 方針について(※ 別添1参照)

平成24年度中の見直しについては、社会情勢の変化の整理、統計データの整理等、食育推進に係る今後の課題・検討すべき事項について、庁外・庁内組織に照会を行うなどの手法により整理を行い、平成25年度に、国・県の動向を注視しながら、市民アンケート調査、食育推進に係る評価を行い最終的な改定(次期計画の確定)としたい。

なお、放射能の食に関する不安対策としては、市民の関心度が高いことは認識できるものの、放射能の問題については、震災の影響により突発的に発生した事象であることや国・県においても本事業に係る取扱いについて、現在においても混沌としていること、また、放射能に対する対策については、庁内各課等における個別計画において、その事象に合わせた対策を講じることが望ましいものと考えられることから、市食育推進計画の見直しにおいては「食の安全・安心」におけるリスクコミュニケーションの観点から、その時点における食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めることについて追加記載することとし、放射能問題に関する見直しとしたい。

【市食育推進計画見直しに係る国・県の動向等】

《社会情勢の変化》

《市現行計画における社会情勢》

近年、社会を取り巻く環境がめまぐるしく変化し、人々のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化する中で、栄養バランスの偏った食事、不規則な食事の増加、肥満や糖尿病などの食生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、BSEや食品の偽装表示に関する問題の発生などによる「食」の安全性に対する不安の高まりなど、健全な食生活が失われるつつある。

《東日本大震災の影響による社会情勢の変化》

- 放射能問題による食の安全性に対する不安の高まり etc

本市における社会情勢の変化やそれに伴う市計画見直しの内容については、庁内及び市食育推進計画の協議・検討を踏まえ決定していく。

《社会情勢の変化に伴う見直しの方向性(放射能問題関連)》

放射能の食に関する不安対策としては、市民の関心度が高いことは認識できるものの、放射能の問題については、震災の影響により突発的に発生した事象であることや国・県においても本事業に係る取扱いについて、現在においても混沌としていること、また、放射能に対する対策については、庁内各課等における個別計画において、その事象に合わせた対策を講じることが望ましいものと考えられることから、市食育推進計画の見直しにおいては、「食の安全・安心」におけるリスクコミュニケーションの観点から、その時点における食を取り巻く放射能問題の正しい情報の提供に努めることについて追加記載することとし、放射能問題に関する見直しとしたい。

《食育推進に係る国・県の経過と現状等》

《国の経過》

- 平成17年6月「食育基本法」制定
(概要)
食育についての基本理念や方向性を明らかにし、国・地方公共団体及び国民の食育に関する取組みを推進する。
- 平成18年3月「食育推進計画」策定
(計画期間:平成18年度から22年度)
(概要)
食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
- 平成23年3月31日
「第2次食育推進基本計画」改定
(計画期間:平成23年度から27年度)

国の第2次計画見直しのポイント

踏内
ま
容
え
等

踏内
ま
容
え
等

《本市の経過》

- 平成21年3月
「市食育推進計画」策定
(計画期間:平成21年度から25年度)
(概要)
行政のみならず、学校・地域・企業など食に関わる多様な主体と相互に連携しながら、食育基本法及び食育推進基本計画の策定等を踏まえ、本市の食育を総合的かつ計画的に推進する。

内容等
踏まえ

《県の経過》

- 平成19年3月
「福島県食育推進計画」策定
(計画期間:平成19年度から22年度)
(概要)
食育に関する取組みを推進する。
- 平成22年3月
「第2次福島県食育推進計画」改定
(計画期間:平成22年度から26年度)
(概要)
新しい総合計画の策定に合わせ、現行計画の見直しを1年前倒し、実情に即した実効性のある計画とした。

《国の計画見直しに伴う本市の見直しの視点(3つのポイント)》

《ポイント1》 地方公共団体による食育推進計画の見直し等について

- 1 関係部局等との連携を十分に図るとともに、健康日本21や都道府県及び市町村の健康増進計画の内容及び動向も踏まえ、地域の特性に応じた計画の見直しを行うこと。
- 2 単なる周知にとどまらず、「国民が自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め」、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくこと。
(※ 単なる周知から実践へ！)

《ポイント2》 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 1 重点課題
 - (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
- 2 基本的な取組方針
 - (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
 - (2) 食に関する感謝の念と理解
 - (3) 食育推進運動の展開
 - (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
 - (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
 - (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
 - (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

《ポイント3》 食育の推進に当たっての目標

基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するもの。

【市食育推進計画の概略】

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の策定体制
- 4 計画の期間

第2章 食を取り巻く現状と課題

- 1 本市の食を取り巻く現状
- 2 食育懇談会(ワークショップ)の開催
- 3 食育推進にあたっての課題

第3章 計画の基本方針

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の方向性(施策の体系)
- 4 ライフステージにおける取り組み

第4章 施策の展開

- 1 家庭における食育の推進
- 2 学校・保育所等における食育の推進
- 3 地域における食育の展開
- 4 農林水産業とのふれあい、地産地消の推進や食文化の継承と振興
- 5 食の安全・安心の理解と推進、環境との共生

第5章 ライフステージに応じた食育の推進

- 1 乳幼児期(0歳～就学前)
- 2 学童・思春期(小学校入学～18歳)
- 3 青年期(19歳～39歳)
- 4 壮年期(40歳～64歳)
- 5 高齢期(65歳～)

第6章 計画の推進にあたって

- 1 食育推進体制
- 2 関係者の役割
- ※ 計画の数値目標

○ 資料編

○ 計画の数値目標(「第6章 計画の推進にあたって(計画:P118) (※2)」より)

指 標		現 状 値 (調 査 年)		目 標 値 (H25)	(参考) 国の目標値 (H22)
食育に関心を持っている市民の割合		—		90%以上	90%以上
朝食を欠食する市民の割合	健康いわき21 中間評価アンケート	小中学生	12.6% (H18)	0% 学童・思春期 (小学校入学～18歳)	0% 子ども (小学5年生・ 中学2年生)
	健康いわき21 中間評価アンケート	青年期 (16歳～29歳)	22.6% (H18)	0% 青年期Ⅰ (19歳～29歳)	15%以下 (20歳代男性)
	健康いわき21 中間評価アンケート	壮年期 (30歳～64歳)	9.7% (H18)	5%以下 青年期Ⅱ (30歳～39歳)	15%以下 (30歳代男性)
学校給食における地場産物を使用する割合	(食材数ベース)	25.1% (H19)		30%以上	30%以上
「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている市民の割合		—		60%以上	60%以上
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合		—		80%以上	80%以上
食育の推進に関わるボランティアの数	いわき市健康推進員等の数	166人 (H20)		250人	20%UP
環境にやさしい農業に取り組むエコファーマー認定者数	「第二期新農業生産振興プラン」	208人 (H17)		1,000人 (H24)	—
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合		—		60%以上	60%以上

《市現行計画策定の趣旨と進行管理の状況等》

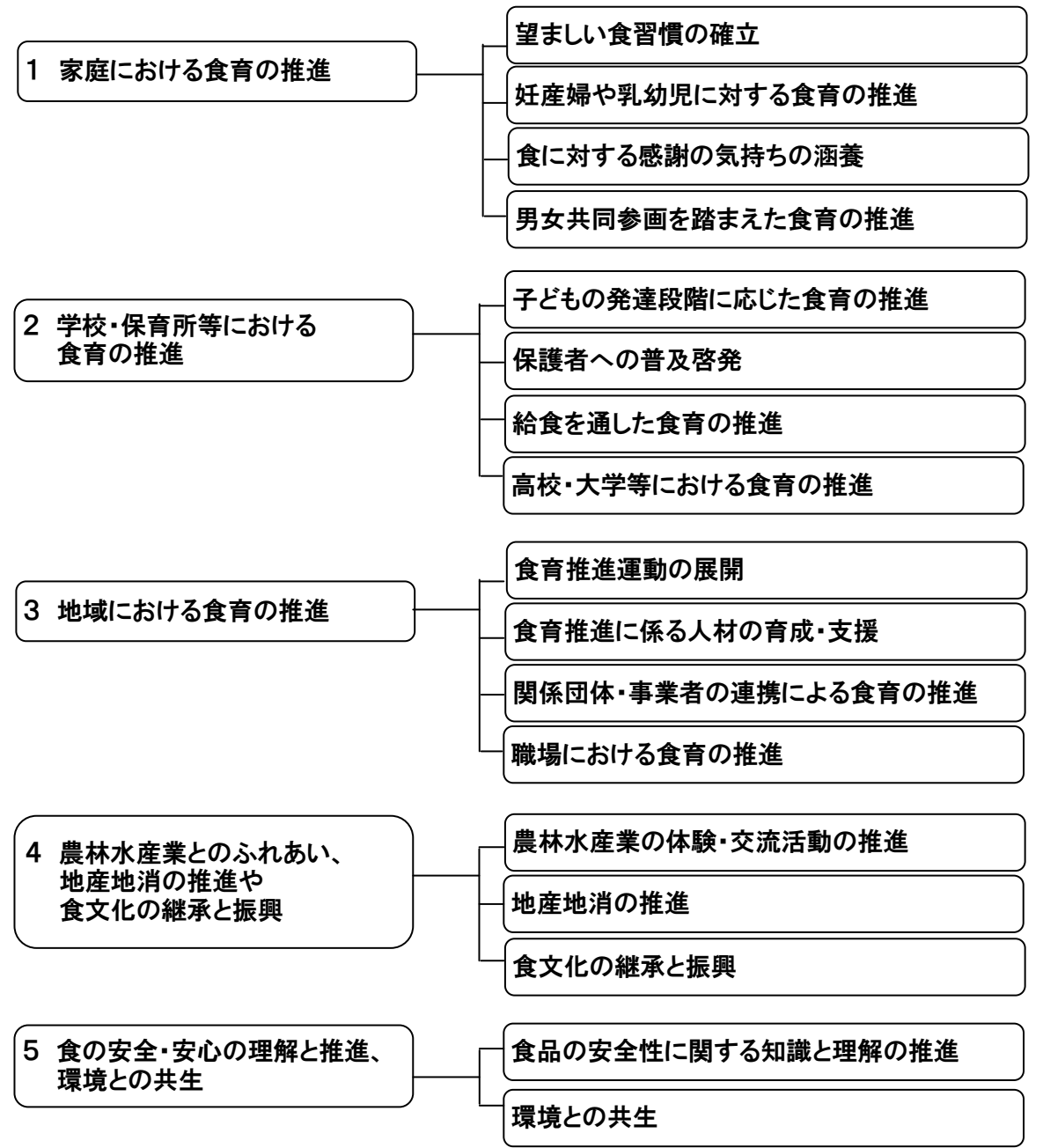
これまで、保健福祉部をはじめ、農林水産部、教育委員会等、それぞれの分野において「食」に関する事業を実施してきたが、「食育基本法」の制定や「食育推進基本計画」の策定等の趣旨を踏まえ、あらためて市民一人ひとりが食の大切さを見直し、健全な食生活を実践することにより、豊かな人間性をはぐくむ食育の推進が一層求められていることから、行政のみならず、家庭、学校、地域、企業など食に関わる多様な主体が相互に連携・協力しながら、本市の地域特性や実情等に即した食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として「いわき市食育推進計画」を策定。

その後は、計画の基本理念・目標、また、それらを達成するための基本的な施策に基づき実施する具体的な取組みに係る進行管理(※1)や本市食育の推進状況を把握するための指標となる「計画の数値目標(※2)」の把握(アンケート調査の実施)などに努めているところである。

〔第4章 施策の展開〕関連(計画:P60) (※1)

《基本的な施策》

《施策の方向性》



「食育」とは
 ○ 生きる上での基本であって、「知育」、「徳育」、「体育」の基礎となるべきもの。
 ○ さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。